

区営自転車等駐車場の利用手続および使用料の減免基準に関する実施要綱

平成13年9月4日 区長決定

要綱第 174 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、品川区自転車等の放置防止および自転車等駐車場の整備に関する条例施行規則（平成13年度品川区規則第81号。以下「規則」という。）第10条に規定する区営自転車等駐車場の利用手続および規則第15条に規定する使用料の減免基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例および規則の例による。

(重複申請の禁止)

第3条 品川区営自転車等駐車場の定期利用の申請は、申請者1人につき、1回とする。
2 同一人が複数の申請を行なったときまたは他の名義を用いて申請したときは、当該申請は無効とする。

(使用料の減額・免除基準)

第4条 通勤または通学に自転車を使用することが不可欠と認められる者とは、歩行困難である者または最寄りの駅まで徒歩で相当な時間を要する者をいう。
2 区長が特に必要があると認め、使用料を減額・免除する場合は、次に掲げるとおりとする。
(1) 定期利用者および定期利用者を扶養している者の住民税が、品川区特別区税条例（昭和39年12月15日条例第48号）第10条第2項の規定により非課税となるとき。 使用料の5割減額
(2) 前号の場合においてその所得が0円であるとき。 免除

付 則

この要綱は、平成13年9月10日から適用する。